平成２４年度 第３回利益相反マネジメント委員会　議事要旨

１.日　時　平成２５年１月２３日（水）１１：００～１１：４５
２.場　所　大学本部棟２階　第二会議室
３.出　席　山崎秀雄委員長（副学長）、西川泉副委員長（副学長・理事）、堤純一郎委員（産学官連携推進機構）、星野英一委員（法文学部）、成富研二委員（医学部）、井上章二委員（農学部）、矢﨑雅之委員（総務部長）、門脇英雄委員（学術国際部長）、久保田光昭委員（法務研究科）、植田真一郎委員（医学研究科）
　欠　席　小田切忠人委員（教育学部）、渡部久実委員（熱帯生物圏研究センター）
　陪　席　湧川均（人事課長代理）、我那覇生治（地域連携推進課長）、幸地秀利（地域連携推進課長代理）、伊波俊雄（医学部総務課研究協力係長）、安慶名築（医学部総務課事務補佐員）、石川典子（地域連携推進課事務補佐員）

※審議に先立ち、山崎委員長より前回委員会の議事要旨について確認があり、議事に対して意見・訂正等があれば、後ほど地域連携推進課へ連絡するよう発言があった。

４.報告事項
（１）平成２４年度利益相反マネジメント調査報告について
ワーキンググループ主査の堤委員より報告1に基づき、次のとおり報告があった。
（実施状況及び調査結果について）
前回の委員会で中間報告を行ったが、督促による追加提出があった為、今回の報告はそれを加え、最終調査報告とする。最終的な提出率は93.6％と100％に近付いた。第1回の委員会にて西川副委員長より100％にすべきとの意見があったが達成出来なかった。しかし、ここまで近づけた事は督促の成果があったと考えられる。
産学連携活動等を行なっている人が19.6％と意外に少なかった。
まず、産学連携活動が利益相反に抵触するかどうか、ある程度事務方で検討し、その後ワーキンググループで審議を行い、ヒアリング対象者を選定した。今回の追加調査では1名がヒアリング対象となった。
・関係者各位の努力で過去3年連続70％台であった提出率が93％まで上がった。西川副委員長からするとまだ7％足りない状態であるが、改善が行なわれたということで喜ばしい。あとの7％の方をどうやって100％にするか継続審議する必要がある。（山崎委員長）
このことについて、以下のような質疑・応答があった。
・厳しいが規程※に基づき発言した。これだけ伸びてくれたら委員会としても大変嬉しい。未提出者69名の中から長期出張や休職者は省かれているのか事務方に伺いたい。（西川副委員長）
※規程…利益相反マネジメント規程第22条「役職員は所定の時期に利益相反状況について申告しなければならない」

→休職者は省いているが、長期出張は含まれている状態。（我那覇課長）
・提出できない方がいるはずなので、長期出張者や休職者は除いていい。今後100％に近づける努力をしていけば良い。先生方の教授会でのお願いが効いてこれだけ提出率が上がったことは大変良かった。皆さんの努力の結果だと思う。（西川副委員長）
・学部での偏りはあったか？（山崎委員長）
→大きな偏りはない。80％台なのは教育学部（82.9％）と亜熱帯島嶼科学超域研究推進機構（85.7％）。理学部は昨年度100％だったのに対し94.1％と下がった。（我那覇課長）

（２）平成２４年度臨床研究に係る利益相反マネジメントの実施状況について

平成24年10・11・12月分の臨床研究に係る利益相反マネジメントの実施状況について、植田委員より報告2に基づき、報告があった。

今回、新しく治験に関して研究課題に応じた自己申告を出して頂いた。特に問題はなかった。

このことについて、以下のような質疑・応答があった。
・一般の自己申告書は対象数（人）で数えているようだが、臨床研究の場合は課題数かまたは申告数か（星野委員）
→一つの研究に対して複数の研究者が関わっていることもある。研究者の人数分、提出して頂いている。（植田委員）
・自己申告書は同じフォームか（星野委員）
→大体同じフォームである。研究の都度に申告して頂いている。（植田委員）

５.審議事項

（１）平成２４年度利益相反マネジメントヒアリングの結果と判定について

堤委員から、議題１に基づき、ヒアリング内容及びヒアリング結果について説明があった。

この報告に基づき審議した結果、今回のヒアリング対象者については、利益相反状態にないと判定し承認した。よって、追加で提出したすべての申告者についても利益相反に抵触するところはないと判定した。

（２）利益相反状況に関する自己申告書の見直しについて

我那覇課長から、議題2に基づき、自己申告書の新旧対照表について説明があった。

自己申告書の提出率を上げるため、記入の際に先生方から質問があった箇所に説明を付け加えたりと補足的な見直しを今回行った。例えば、申告書上部に「※該当がない場合にも、Q1に回答し、必ず提出してください。」と付け加えた。
次年度からこの申告書を使いさらなる提出率アップを期待したい。

このことについて、以下のような質疑・応答があった。
・相談役は経営の関与に含まれるのか。（矢崎委員）
→一般的には相談役も影響力はある。報酬は一般的に少ないと思うが経営には関与している。前もってカットする必要はない。（山崎委員長）
→民間企業では色々な名前を付けていると想定される。相談役は経営の関与はもちろんあ

る。（西川副委員長）
　この報告に基づき審議した結果、本案のとおり改訂を進め、新たに検討事項が発生した場合、審議の要否についての判断は委員長に一任することとし、承認された。

（質疑・ご意見）
　山崎委員長から、第1回の委員会で久保田委員より要望があった弁護士報酬の件について進捗状況の確認があり、堤委員から以下の回答があった。
→ワーキンググループでも話したところまだ結論ではないが、中間報告させていただきたい。弁護士報酬に関して不特定多数の公共利益というよりも、特定の依頼者に対する利益になる可能性があり、医療報酬とは性格が異なるという見方がある。他大学の事例がまだ十分に調査されていないので当面このまま例外規定に入れず、兼業報酬として申告の対象にしていく方針である。
　これに対し久保田委員からは、中間報告として了承したので、今後も検討を続けて欲しい旨、意見があった。